



税理士業務とマイナンバー制度との関係

～さらに求められる情報セキュリティへの対応～

情報システム委員会 菅沼 俊広

マイナンバーの取扱について

所得税の確定申告も終わり、一息ついたところですが、平成28年分の所得税の確定申告からは、申告書や源泉徴収票へのマイナンバーの記載が必要になるため、クライアントのマイナンバーを事前に把握しておくことが必要になってきます。

マイナンバー制度により、まず行政側としては、個人及び法人に番号をつけること（付番）、この番号を利用して情報連携を図ること、この番号による本人確認が行われます。また、私たち個人の側には平成29年からはインターネット上にマイ・ポータルという場所が作成され、行政機関が保有している自分の特定個人情報を確認したり、行政機関への手続きがマイ・ポータル上で行えたり、行政機関からのお知らせを表示したりすることができるようになることが予定されています。

業務上の具体的対応について

税理士業務との関係でマイナンバーを検討すると、①申告書、調書にマイナンバー（個人・法人）を記載すること、②マイ・ポータルの活用、③法人番号の活用、④マイナンバー、特に個人のマイナンバーを利用する場合の情報セキュリティの確立が重要な点と考えられます。

- ① 申告書、調書にマイナンバー（個人・法人）を記載すること
 - 源泉徴収票、支払調書、法定調書、法人税申告書等にマイナンバーの記載が必要とされてきますので、平成27年10月以降マイナンバーが発行された後、早い段階でクライアントのマイナンバーを把握しておくことが必要になります。
- ② マイ・ポータルの活用
 - マイナンバーを利用した情報連携が可能となり平成29年以降にマイ・ポータルが作成された場合、e-TaxとeLTAXが連携され、現行のメッセージボックスの情報がマイ・ポータル上に掲載される可能性があります。また、所得税の確定申告に際して添付書類の省略が拡大されることも考えられます。
- ③ 法人番号の活用

法人についてのマイナンバー（法人番号）については、個人番号と異なり、国税庁において法人登記の番号を元に作成され、(1)商号又は名称、(2)本店又は主たる事務所の所在地、(3)法人番号が、国税庁の作成するウェブサイト上で公開されることになります。

法人番号をどのように活用するかは未定ですが、請求書への記載や申告時の勘定科目内訳明細書への記載も検討されています。

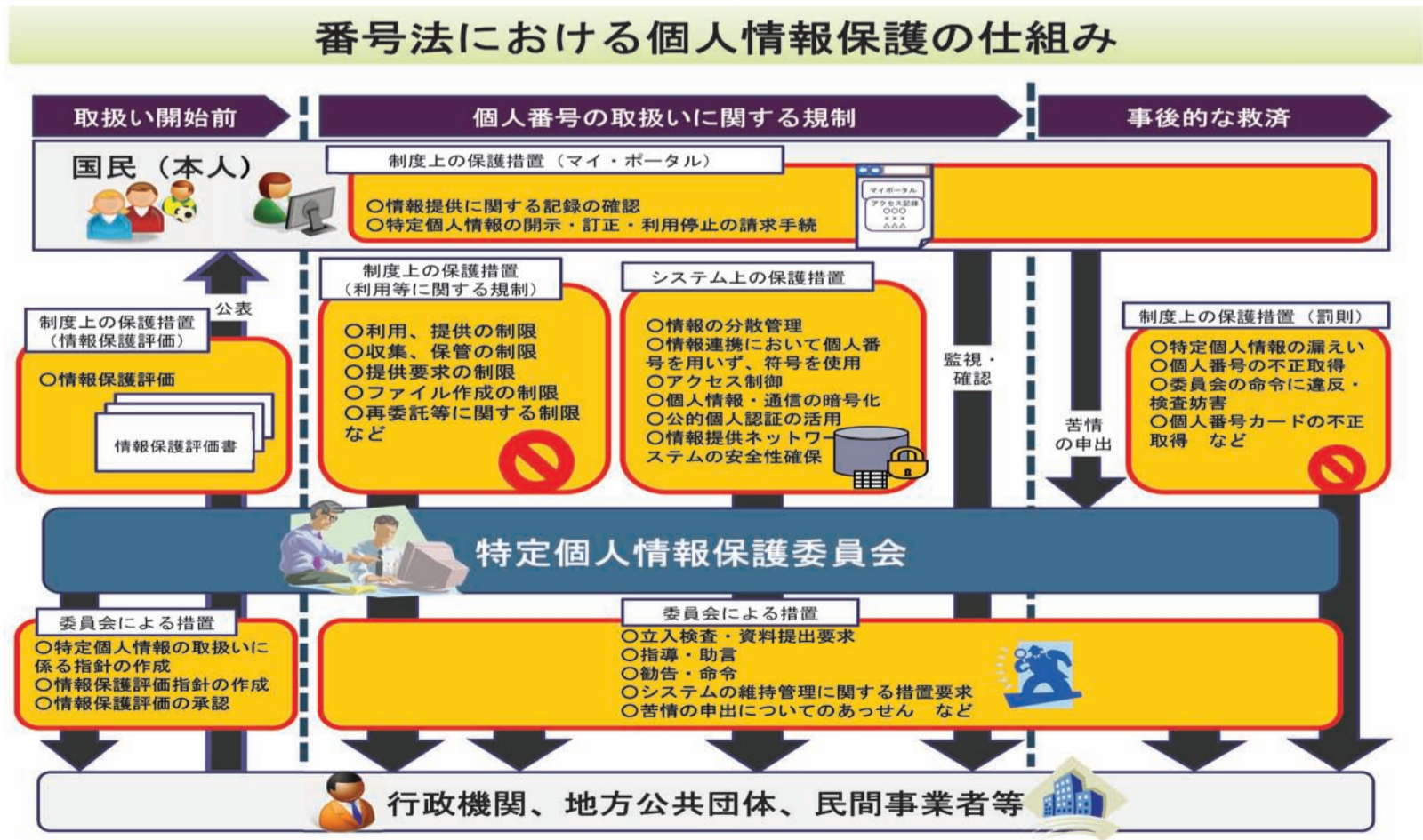
- ④ マイナンバーを利用する場合の情報セキュリティの確立
 - 税理士業務の中で直接マイナンバーを検索したり利用することはあまりないと考えられますが、職員の給与支払報告書等を提出することはあり、クライアントからマイナンバーを聞いて申告業務を行いますので、情報セキュリティについては今まで以上に注意をすることが必要になってきます。
 - マイナンバーを直接取り扱う行政機関等については、その重要性に鑑み、従来以上に厳しい管理が求められ（マイナンバーを取り扱う場合、事前に個人情報保護評価が必要になり、事故が起こった場合の罰則も強化）しています。

今後の変化と情報保護への対応について

本年1月より特定個人情報保護委員会が設置され、特定個人情報評価や苦情の処理等の対応が図られるように準備が進められています（下図）。

マイナンバーが導入され、情報連携がすすみ、マイ・ポータルが整備されてくると行政事務のIT化が進んでいきます。電子申告についても、e-TaxとeLTAXが連携され利便性が向上してくると、申告業務にもIT化が進んでくることが予想されます。また、銀行口座や法人カードを登録すると自動的に仕訳ができるクラウドを利用した会計ソフト等もでてきており、IT化への対応とそれに伴う情報セキュリティの確立が今後税理士業務においても重要になってくると考えられます。

Windows XPやOffice 2003のサポート期限が切れることでもありますので、所得税の確定申告が終わり、3月決算法人の申告で繁忙となる前にマイナンバー対応を検討しつつ事務所のセキュリティについて一度見直してみたいかがででしょうか。





雷門前でランナーを応援！
イータ君&浅草支部情報システム部の面々

東京マラソン2014 電子申告推進ラン大成功

2014年2月23日、東京マラソン2014が開催されました。東京税理士会情報システム委員は5年連続で、電子申告推進を目的として、スタートからゴールまで電子申告推進チョッキを着て激走。途中、「頑張れ～イータックス!」、「頑張れ～税務署～」(?)など、沿道の温かい声援を受け、2名が無事完走しました。また、折り返し地点の雷門前では、浅草支部情報システム部と共に、イータ君が多くのランナーを応援しました。申告時期に、良いアピールができたと思います。



ランナーとハイタッチするイータ君



沿道の声援を受け、走る！
本会情報システム委員会 奥澤副委員長



今年は支部電子申告推進委員も参加！
笑顔で頑張った、杉並支部 深澤 秀司会員

『12年後のイータくん』の5年まえ

～会計システムベンダーに依存しない汎用的な財務情報見読システムの可能性とは？～

電子申告により申告書類を電送する場合、個人も法人も原則としてデータの形式を、個別のベンダーシステムに依存しない汎用的なXML（コンピュータ言語の一種。任意の文字列にタグを用いて意味を付加することが出来る。）に変換して送信します。この時、法人の決算書に関しては、財務データの取扱いに向けたXBRL（XMLの派生言語。拡張可能な事業報告言語）の形式で送信されます。東海税理士会の井原会員よりご寄稿いただいたこの物語では、敢えて法人・個人の区別をせずに、決算書についてはXBRLデータ化されているものとして話を進めております。後編では、この「XBRL」という技術の面目躍如たる場面をどうぞお楽しみ下さい。

税理士交代時の税務調査一後編一

1. 調査の現場にて（承前）

「鈴木さん、消耗品費の中にある、XSP-23Sという名称なんですけど…」
榎崎調査官が、振替伝票と見積書を提示して質問をした。
「これはどういう内容なんですか？明らかに10万円を超えているので、資本的支出じゃないかと思うんですが。」
榎崎さんと、それに対応する納品書には、耳慣れない固有名称（商品名？）が書き付けられており、調査官も内容の判断がつかないらしい。
飯田税理士は、該当するXBRL-GL帳簿の摘要を開き、「XSP-23S」という固有名称をコピーすると、インターネットの検索エンジンに貼り付けて、検索をかけた。
すると、その商品の製造・販売会社のサイトにジャンプして、商品名にたどり着くことができた。製品の写真、仕様、単価などが記載されている。梱包用の発泡スチロールのようだ。単価は安いけど、大量に消耗する部材であるため、まとめて購入する必要があるのだから。
調査官は、鈴木氏のたどたどしい説明に、納得がいかないらしい。難しい顔をして、首をひねっている。
「榎崎さん、これじゃないでしょうか。」
飯田税理士は、ノートパソコンの画面を、榎崎調査官の方に向けた。
「え？…ああ、なるほど。了解しました。飯田先生、ありがとうございます。」
百聞は一見に如かずで、榎崎調査官はすぐに理解できたようだった。郵便に商品名のメモを取っている。署に帰ってから、上司に報告するためらしい。

2. 災害対策とXBRL-GL

「まいったよ。朝、事務所にやってきましたら、サーバーが水浸しでさ。」
先日の大水の被害を受けたのは、先輩税理士の玉木裕治である。近くを流れる川が氾濫して、事務所が床上浸水の被害に遭ったのだ。
「夜中のうちに、急に雨が激しくなったのは気付いていたが…最近流行りの、ゲリラ豪雨ってやつかな。まさか、ここまでの被害が出るとは思わなかったよ。」
床置きしていたサーバーは、ハードもソフトも入れ替えなければならなくなった。困ったのは、機械だけでなく、データも全て失われたことだった。
「それで、事務所の方は？」
飯田税理士が聞くと、
「とりあえず掃除と片付けは終えた。今、ベンダーが来て、サーバーの設置と再設定をしてくれているところだ。」という答えだった。
ここは玉木税理士のマンション。ノートパソコンを使って、インターネット経由で、データの復旧を試みているところだ。
「飯田くんも、気を付けた方がいいぞ。地震ばかりが災害じゃない。このところの異常気象で、いつ被災者になっても不思議のない時代だから。」
「それにしても、どうやってデータの復旧をするんですか？データは、マシンと一緒にダメになってしまったのでは…」
「税務署に提出したもののについては、全て国がデータを保存してくれているじゃないか。」
「？…あ、そうか」
飯田税理士は、ようやく気が付いた。e-Taxで送信したデータは、国税庁のサーバーに保存されている。e-Taxソフトや、e-TaxソフトWeb版を使えば、過去の提出データを、簡単に呼び出すことができるのである。
「今どき無いぞ、こんなサービス。無料で、膨大なデータを預かってくれるんだ

から。バックアップ体制は国が責任をもって構築しているから、信頼性も高い。まさに、こういう時のためにあるようなシステムだよ。」
玉木税理士はたちまち画面上に、過去の申告データを読み出した。繁忙期には助け合う二人だが、ITに強い玉木には、助けられることが多い。
「でも、元帳データはダメですよ。あれはe-Taxでも提出していないから…」
すると玉木はにやりと笑い、
「その点、抜かりはないよ。今日はそのことを説明したくて、君を呼んだんだ。」
教え魔の玉木が、また何か新しい技術について、説明したがついてるらしい。
玉木は、税理士会推奨のデータ変換サイト「XBRL-GLブラウザ」を開いた。メーカー横断で、仕訳データを閲覧できるサイトで、飯田も最近お世話になることが多い。
「俺はこのサイトで、毎日、仕訳データをXBRL-GLに変換して、クラウド上に保存していたんだ。だから、申告済みのデータだけでなく、進行期の仕訳データも保存されている。」
「XBRL-GLブラウザ」サイトには、データ保存の機能がない。が、クラウド上のデータ保存サイトを利用すれば、XBRL-GLに変換した仕訳データを備蓄しておくことができる。
「似たようなことは、昔からやっている人が多かったら。でも問題は、決算書と元帳データを連携させることができないことだ。e-Taxの決算書データと、XBRL-GL形式で保存された仕訳データは、共にXBRLという同じ言語で記述されている。だが、両者を連結する機能のあるソフトは、市販されていなかった。」
玉木は別なサイトを開いた。「GL Linker（リンカー）」と書かれている。認証パスワードを打ち込むと、画面が起動した。
「これはまだベータ版（試作品）なんだけれど、意欲的なベンチャーが開発中のソフトだ。これを使えば、e-Taxの決算書データと、XBRL-GL形式の元帳（仕訳）データが、自動的にリンクで結ばれることになる。」
「そんなことができるんですか。でも、どうやって？e-Taxの決算書データには、リンク情報なんか埋め込まれていませんよ。」
「リンク情報は、XBRL-GL仕訳データの方にあるんだ。だから、決算書の方に手を加える必要は一切ない。その秘密は、SRCDというファイルなんだが…」
SRCDとは、XBRL形式で書かれた決算書のデータと、仕訳データの関連を記した、紐付け対照表のようなファイルだ。ソフトに対応する機能があれば、そのファイルを参照して、決算書の表示科目と、それに対応する元帳科目とをリンクすることができる。
「…？」
説明だけでは、なんとも分からない。飯田が首を傾げていると、玉木は再びe-Taxの決算書データを開き、「修繕費」という科目をクリックした。
すると、画面が瞬時に切り替わり、修繕費の総勘定元帳が開かれた。これはXBRL-GL形式で保存されたデータだ。日付順に、修繕費の取引が並んでいる。再びクリックすると、画面は決算書に戻った。
「こんな風に、通常の会計ソフト上で扱うようにして、決算書と元帳を連携させることができるんだ。事務所のシステムが復旧するまでの間、これで何とかしのげるだろう。」
別々の場所にあるデータを、瞬時に連携する機能に、飯田は目を見張った。
「こういう機能を、みんなが使えるようになる日は、近いんじゃないか。」
「たぶんね。こういう機能が市販化されれば、会計ソフトの概念が変わるよ。決算書、元帳、証憑データ、これらが一箇所にある必要は無いんだ。必要に応じて、画面上で瞬時にリンクできればいい。災害対策を考えれば、こういうフレキシブルさが意味を持つてる。」
「ちょっと考えも付かない話ですね。」
飯田税理士は呆れた。
「ベンチャービジネスの思考というのは、こういうものなんだろうな。既存概念を打ち壊すところに、商機を見いだす。法律ができるまで待つて行動する我々とは、どだい考え方が違うね。」
玉木税理士は、鼻歌交じりにデータを操作し続けた。 (完)

